

生息地等保護区一覽

名 称	設定年月日	面積 (ha) ()管理地区	指 定 地 の 概 要	保護に関する方針 (概要)
はんだ 羽田ミヤコタナゴ生息地保護区 (栃木県大田原市)	平成 6.12.26	60.6 (12.8)	・栃木県北部の那須野ヶ原扇状地東部に位置する丘陵地。 ・羽田沼と同沼を水源とする農業用水路及びそれらを取り巻く水田等。	・ミヤコタナゴの生息には、用水路の水質・形質維持及び餌条件、産卵母貝であるマツカサガイの生息の確保が必要。 ・当該区域における各種行為は、用水路の水質・形質等の生息環境への影響について特に配慮が必要。 ・マツカサガイの捕獲を規制。
きただけ 北岳キタダケソウ生育地保護区 (山梨県中巨摩郡芦安村)	平成 6.12.26	38.5 (38.5) 全域	・南アルプス北岳山頂部南東斜面。 ・標高2,750m以上の高山帯で、高山植物群落地帯。	・キタダケソウの生育には、生育基盤である地形・地質の維持並びにキタダケソウ群落及び周辺植生の確保が必要。 ・当該区域における各種行為は、地形、地質、植生等の生育環境への影響について特に配慮が必要。 ・積雪期以外の期間 (毎年6月1日から11月30日まで) について登山道を除く全域を立入制限地区に指定。
おおおか 大岡アベサンショウウオ生息地保護区 (兵庫県城崎郡日高町)	平成 10.11.4	3.10 (3.10) 全域	・兵庫県北部の大岡山 (標高663.6m) の東南斜面。 ・ヤブツバキ、アラカシ等の常緑広葉樹及びヒノキ、スギや竹林の混交林。	・水路等の水質、底質等の保全、水量の安定的な供給、うっ閉し森林の湿潤な林床の保全が必要。 ・当該区域における各種行為は、生息環境に影響を及ぼさないよう配慮が必要。
やまきこ 山迫ハナシノブ生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成 8.6.3	1.13 (1.13) 全域	・阿蘇山の東外輪上に位置する北向きの緩斜面で、標高は約800m。 ・採草地として利用されてきた草地。 ・周囲の土地はスギ、クヌギの造林地となっている。	・刈取り等の実施により植生の遷移を抑制することが必要。 ・当該区域における各種行為は、地形、地質、植生等の生育環境の維持について配慮が必要。
きたおぼさま 北伯母様ハナシノブ生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成 8.6.3	7.05 (1.94)	・阿蘇山の東外輪上に位置する北向きの緩斜面で、標高は約800m。 ・高さ数メートル程度のヒノキの若齢造林地。 ・周囲の土地はスギ、クヌギの造林地となっている。	・刈取り等の実施により植生の遷移を抑制すること、及び間伐等の森林管理を適切に実施し造林木の被陰による生育への影響を最小限とすることが必要。 ・当該区域における各種行為は、地形、地質、植生等の生育環境の維持について配慮が必要。
いむたけ 蘭牟田池ベッコウトンボ生息地保護区 (鹿児島県薩摩郡祁答院町)	平成 8.6.3	153.0 (60.0)	・蘭牟田池は、標高300mに位置する火口湖で、池の北西部は泥炭からなる湿原となっている。 ・蘭牟田池の周囲は、水田、畑地等として利用されているほか、宿泊施設、キャンプ場等が整備されている。	・池は、産卵、幼虫の生息、羽化の場として重要であり、当該区域における各種行為は、池の水位、水質、底質及び湿原植生の維持について配慮が必要。 ・池周辺の草地は、成虫の採餌の場として利用されており、草地植生を維持することが必要。
うまぐすくだけ 宇江城岳キクザトサワヘビ生息地保護区 (沖縄県島尻郡仲里村 及び具志川村)	平成 10.6.15	600.0 (255.0)	・沖縄県久米島北部の宇江城岳を中心とする山地周辺の地域。 ・複数の沢の源流となっており、イタジイなどの広葉樹林が広がっている。	・キクザトサワヘビは、水環境への依存度が高く、水質の保全、集水域の地形及び森林の維持、水量の安定的な確保が必要。 ・各種行為は、生息環境に影響を及ぼさないよう配慮が必要。
よねはら 米原イシガキニイニイ生息地保護区 (沖縄県石垣市)	平成 15.11.11	9.0 (9.0) 全域	・沖縄県石垣島北部の米原ヤエヤマヤシ群落及びその周辺の広葉樹林。	・当該区域における各種行為は、イシガキニイニイの生息基盤となっている広葉樹林及びそれと一体となって成立しているヤエヤマヤシ群落の環境が維持されるよう、配慮が必要。 ・特に幼虫の生息範囲となっている0.9haについて、通年立入り制限地区に指定。
ぜんとうしながおか 善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区 (京都府京丹後市)		13.1 (3.9)	・丹後半島のほぼ中央部の丘陵地に位置する標高30～60mの小丘陵。 ・主に落葉広葉樹二次林で、一部竹が優先している。	・繁殖場所、幼生の生息環境となる池、水路、それらの湧水源並びに成体の生息環境となる水辺周辺の森林の保護が必要。 ・各種行為は、生息環境に影響を及ぼさないよう配慮が必要。